

みちびきを利用した実証事業
公募要領

1. 目的

2018年11月1日より準天頂衛星システム「みちびき」の正式サービスが開始されてから、みちびきを活用したビジネスやサービスなどが徐々に生まれており、当初想像することが困難だった様々なアイデアに基づく革新的なサービスも登場してくるようになりました。

デジタル社会の更なる推進のためには、実際の使用シーンでのニーズを念頭に様々な角度から検討を行い、みちびきを利用した多種多様な製品・サービスが早期に提供される環境の整備を通じて、更なる市場の拡大や新たな分野での活用を目指すことが必要となります。

そこでこの度、内閣府宇宙開発戦略推進事務局（以下「内閣府」という）と準天頂衛星システムサービス株式会社（以下「QSS」という）は、みちびきの利用が期待される新たなサービスや技術の開発・実用化に向けた実証事業を実施する企業及び高専・大学等を募集します。なお、みちびきの活用事例とみちびきを利用した効果を多くの方々に知っていただくため、実証事業において行われる実証実験は原則公開で行うとともに、みちびきウェブサイト（<https://qzss.go.jp/>）において実証結果を公開します。

2. スキーム

本公募は、広く企画の提案を求める「企画競争」として、多様な利用環境におけるみちびきを利用した実証事業の提案を募集するものです。

所定の選定手続き（有識者などによる審査）を経て、対象となる実証事業が選定された後、実証事業の実施主体の代表者は、本公募事業の事務局を務める一般財団法人日本宇宙フォーラム（以下「JSF」という）と委託契約を締結し、内閣府及びQSSが主催するプロジェクトとして実証事業を実施いただき、その結果を提出していただきます。

3. 応募対象事業／応募対象者

(1) 応募対象事業

多種多様な実際の利用環境下におけるみちびきの利活用ニーズを満たせるよう、みちびきを使った製品・サービスの事業化の観点や、みちびき対応受信機やソフトウェアなど、市場の拡大や新たな分野への展開に効果的な技術の開発の観点から実施する実証を対象とします。

なお、みちびきの以下のサービスをいずれか少なくとも1つは用いた実証事業であることが必要です。

- I. サブメータ級測位補強サービス（SLAS）
- II. センチメータ級測位補強サービス（CLAS）
- III. 高精度測位補強サービス（MADOCA-PPP）
- IV. 災害・危機管理通報サービス
- V. 衛星安否確認サービス

VI. 信号認証サービス

VII. みちびきからの時刻情報

(2) 応募対象者

日本の法令に基づいて設立された企業、又は企業より委託を受けてみちびきの利用を検討している研究機関、高等専門学校、大学、大学院

※複数の企業や大学等が共同して応募することも可能です。

【留意事項】

- ・同一申請者から複数の実証事業に申請することも可能です。
- ・応募は実施主体の代表者が行ってください。
- ・国や地方公共団体が募集する公募や補助金等の公的な金銭支援を既に受けている案件と重複して応募することはできません。
- ・反社会的勢力である者、反社会的勢力との間に過去・現在又は直接・間接を問わず、取引、金銭の支払い、便宜の供与その他一切の関係又は交流がある者、また、反社会的勢力に属する者又は反社会的勢力との交流を持っている者が役員に選任され、従業員として雇用され又は経営に関与している事実がある者は、応募することができません。
- ・上記に拘らず、内閣府及び **QSS** が不適切と認めた応募者については、応募資格取り消しとさせていただきます。

4. 応募期間

令和6年4月1日（月）～5月31日（金）17：00

【説明会の開催】

- ・開催日時：令和6年4月24日（水）11:00～12:00
- ・開催方法：Zoom ウェビナーを使用したオンライン開催

応募をご検討の方は、可能な限り説明会への参加をお願いいたします。

説明会への参加を希望する方は、下記 URL にて事前登録をお願いいたします。

※参加人数によっては入室制限がかかる場合があります。

なおその場合は、後日追加の説明会を実施いたします。

https://us06web.zoom.us/webinar/register/WN_-NoqwDpNT3qOvASR328eIw

5. 応募方法

みちびきウェブサイトに掲載している、以下の提出書類をダウンロードし、全ての項目を日本語で記入して以下の電子メールアドレスまでご送付ください。

<提出書類一覧>

No	書式	書類名称	備考
1	指定	「みちびきを利用した実証事業」公募提案書 ※5ページ程度の分量に収まるようにしてください。	1部

2	指定	想定環境説明資料	1部
3	指定	予算計画書	1部
4	指定	同意書	1部

※注意：他の書式での提出や他の方法で JSF にお送りいただいても無効となりますので
ご注意ください

※No.1～4 の提出書類は総計が 10 メガバイト以下に収まるようにしてください。

※想定環境説明資料とは、想定する顧客、その顧客への提供価値、提供方法、コスト、収益
の上げ方などを整理し、利用環境を具体化・可視化するものです。具体的な記載内容は書
式 No.2 でご確認ください。

<提案書送付先>

一般財団法人日本宇宙フォーラム「みちびきを利用した実証事業」公募事務局
(担当・中浦) E-mail : qzss.contest@jsforum.or.jp

<応募締切>

令和 6 年 5 月 31 日 (金) 17 : 00 (必着)

6. 事業実施期間

契約締結次第 (7 月上旬以降～) ～令和 7 年 3 月 12 日 (水)

※ 実施期間は、契約で定める日から令和 7 年 3 月 12 日までとします。なお、契約に際し、
事業内容や精算手続きとの関係で実施期間について調整することがあります。

7. 実施場所

日本国内、アジア・オセアニア地域

8. 委託予定金額と委託予定件数

原則 1,500 万円 (税込) を上限として、5 件程度を委託予定

※ 1 件あたりの委託金額や委託件数については、応募状況により変更することがあります。

※ 実証事業に計上できる経費は、実証事業の契約締結日以降に発生し、契約完了日までに
支払いが完了するものが対象です。

※ 実証事業の経費については以下の通りとします。

- ・人件費、事業費 (データ購入、機材購入、旅費等)、一般管理費、外注費・再委託費等を
計上できます。
- ・実証事業を実施したことに対する利益の計上は認められません。

<計上可能な経費>

区分	経費区分	内容
人件費	人件費	実証事業に直接従事する者の作業時間に対する人件 費

事業費	データ購入費	実証事業で使用する地図データや衛星データ等購入費
	機材（備品※1）購入費	実証事業で使用する機材等の購入費
	機材レンタル・リース費※2	実証事業で使用する機材等のレンタル・リース費
	旅費	実証事業を行うために必要な国内出張及び海外出張に係る経費
	会議費	実証事業を行うために必要な会議、ワークショップ等に要する経費（会場借料、飲料等（但し、飲食に係る経費は対象外）等）
	謝金	実証事業を行うために必要な謝金（会議・ワークショップ等に出席した外部専門家等の知見等に対する対価、講演・原稿の執筆・研究協力等に対する対価）
	消耗品費	実証事業を行うために必要な物品であって備品等に属さないもの（但し、当該実証事業のみで使用されることが確認できるもの）の購入に要する費用
	補助員人件費	実証事業を行うために必要な補助員（アルバイト等）に係る経費
	その他諸経費	実証事業を行うために必要な経費のうち、当該実証事業のために使用されることが特定・確認できるものであって、他のいずれかの区分にも属さないもの －通信運搬費（郵便料、運送代等） －翻訳通訳 等
一般管理費	一般管理費	実証事業を行うために必要な経費であって、当該実証事業に要した経費としての抽出、特定が困難なものについて、委託契約締結時の条件に基づき一定割合（上限 10%以内）の支払を認められた間接経費
外注費※3	外注費	受託者が直接実施することができないものまたは適当でないものについて、他の事業者へ外注するための経費（請負契約）
再委託費	再委託費	発注者との取り決めにおいて、受託者が当該実証事業の一部を他社に行わせるために必要な経費（委託契約）

※1 備品は原形のまま長期の反復使用に耐え得る税込 5 万円以上の物品を指します。
なお、以下の経費は本事業の対象経費には含まれません。

- ・建物等施設の整備に関する経費
- ・事業内容に照らして、当然備えているべき備品等（机、椅子、書棚等の什器類、建物や建築物、汎用性の高いパーソナルコンピューター本体又は周辺機

器等の事務機器等)

- ・業務実施中に発生した事故・災害の処理のための経費
- ・その他業務に関係ない経費
- ・設備の購入費
- ・改良費等の資産を形成する経費
- ・本事業終了後のリース・レンタル及び使用に係る経費

※2 みちびきに対応した受信機 (SLAS/CLAS) の貸与も行いますので、その場合は JSF に御相談ください。

※3 外注費は、原則として委託費総額の 5 割未満とします。

<経費支出上の注意>

人件費	・地方公共団体及び関連機関、政府関連機関など公的機関の場合、計上できません。
謝金	・実証事業実施主体内部のメンバーへの支出は認められません。
消費税	・委託契約締結の際に課税事業者、非課税事業者のどちらかに該当するかを確認します。

<留意事項>

- ・費用処理は当該業務の事務処理マニュアルに基づき処理するものとします。
- ・実証事業の実施主体は、委託事業終了後に JSF に対して、実証事業の実施経費に係る会計報告を行う必要があります (実績報告書の提出)。
- ・本事業を行うために必要な機器の取得等については認めますが、備品の使用期間が特に短く見込まれる場合及びレンタル、リース等に対応することで経費を抑えられる場合には、経済性の観点から可能な限りレンタル、リース等に対応するようにしてください。

9. 審査方法・審査基準

第一次審査として書類審査を行います。書類審査を通過した提案は、最終プレゼン審査へ出席いただきます。最終プレゼン審査についてはオンラインでの開催とします。

以下の基準に則って、有識者による審査も踏まえ決定します。審査にあたり提出いただいた資料の内容について応募者に問い合わせする場合があります。

	審査項目	審査基準
1	事業目的及び応募要件との整合性	・みちびきの利用が期待される新たなサービスや技術の実用化・技術開発に向けた実証であるか。想定する利用環境下においてみちびきが提供するサービスを使うことの必要性・必然性があるか。 ・応募要件に合致しているか。

2	実証事業の実現性・具体性	<ul style="list-style-type: none"> ・実証を実施するために必要な能力と十分な体制を有しているか。 ・日程、費用などが妥当な計画になっているか。 ・技術的に実現可能であり、実証の手法や実証の計画・内容（規模、参加者（想定利用者など）、実施環境等）が具体的かつ明確であるか。
3	事業化・技術開発の実現性	<ul style="list-style-type: none"> ・実施する実証の前提として想定されている、実際の利用環境下における事業化・技術開発に向けた計画・アプローチが具体的に示されているか、又その計画は妥当か。 ・実際の利用環境が、想定環境説明資料で明確且つ具体的に示されているか。 ・法律、規制等により制限されることは無いか。
4	将来性・経済波及効果	<ul style="list-style-type: none"> ・実際の利用環境が、現実的であり、将来性・経済波及効果が見込めるものとなっているか。 ➤ 実証事業終了後、社会システムの変革・発展への寄与が期待できるものであるか。 ➤ 実証事業終了後、我が国経済に裨益する効果（産業競争力強化や社会・地域課題解決等）がどの程度期待されるか。 ➤ 参入しようとする市場規模が大きく（成長が見込まれる市場も含む）、その新規性・先進性などにより実証後に飛躍的な横展開が期待できるものであるか。事業化した場合に、十分な収益が得られるか、収益の得られる市場規模など事業として成立するか。 ➤ 実証を実施するにあたっての実装性を高めるための工夫が具体的であるか。早期の実装・横展開の見込みがあるか。

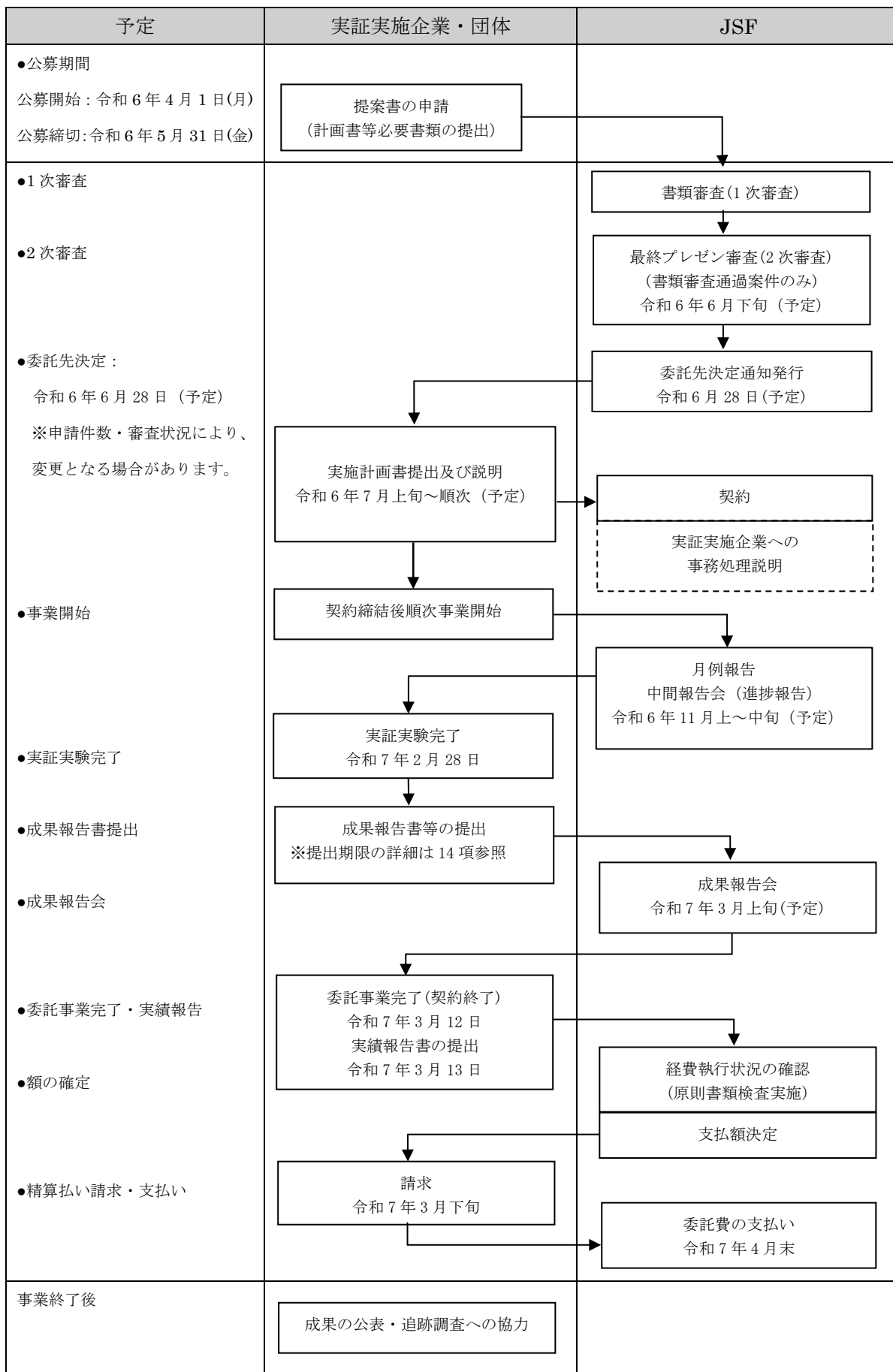
10. 審査結果の発表及び公表

全ての応募者に対し、審査結果を書面で通知します。また、選定結果はみちびきウェブサイトで公開します。

<選定結果発表時期>

令和6年6月28日（予定）

1 1. 全体スケジュール



1 2. 知的財産権について

＜応募された提案及び本実証事業で得られた知的財産権＞

応募された提案に関する著作権その他の知的財産権は応募者に帰属します。

応募者は、JSF にこの権利を非独占的に許諾し、JSF がみちびき公募提案書を利用することを同意するものとします。但し、応募者により秘匿保持の必要がある内容については、応募者により JSF による第三者への開示や公開を制限できるものとします。

応募された提案は、第三者の著作権その他知的財産権を侵害していないものに限り、万が一、応募提案が第三者の権利を侵害している場合又は侵害するおそれがあると JSF が判断した場合（応募後に侵害となった場合を含みます）、委託先発表後でも委託を取り消すことがあります。

また、本実証事業の実施によって知的財産権を得た場合、日本版バイ・ドール制度（産業技術力強化法（平成 12 年法律第 44 号）第 17 条）等に基づき、受託者が以下の事項の遵守を約することを条件に、JSF は当該知的財産権を譲り受けないこととします。

- 研究成果が得られた場合には JSF 及び内閣府に報告すること。
- JSF 及び内閣府が公共の利益のために必要がある場合に、当該知的財産権を無償で JSF 及び内閣府に実施許諾すること。
- 当該知的財産権を相当期間利用していない場合に、JSF 又は内閣府の要請に基づいて第三者に当該知的財産権を実施許諾すること。
- 当該知的財産権の移転又は当該知的財産権を利用する権利の設定・移転の承諾にあたって、あらかじめ JSF 又は内閣府の承認を受けること。

1 3. 委託内容の調整

＜実施計画の説明＞

委託先として決定した実証実施企業・団体は JSF から委託先決定通知の受領後に実証事業の詳細な計画（進め方、スケジュール、支出計画等）を記載した実施計画書を提出し、JSF 及び内閣府、QSS へ実証事業の実施内容について説明していただきます。

＜委託内容調整＞

提出いただいた実施計画書に基づき、具体的な委託内容を受託者と JSF 及び内閣府、QSS で協議して決定します。

1 4. 事業開始～委託費の支払い

＜事業の開始＞

実証実施企業・団体は、JSF との委託契約締結の後、実証事業の開始（設計・設備などの発注、契約等）にあたっては、以下の点に留意してください。また、不明な点があれば、必ず JSF の担当者へ連絡してください。

- ① 経費（人件費・事業費・外注費・再委託費）の執行及び計上は JSF との委託契約日以降であること。
- ② 原則として競争入札又は相見積りによって相手先を決定すること。
- ③ 当該年度に実施された設計、機材購入等については、委託事業完了日（令和 7 年 3 月

12日)までに対価の支払い及び精算が完了すること。

<計画変更等>

実証実施企業・団体は、提出した実施計画書から実施する内容を変更する場合、実証事業経費の区分ごとに配分された額の変更、実証事業の中止・廃止等をしようとする時は、事前にJSF及び内閣府、QSSの承認を受ける必要があります。

実証事業経費の区分ごとに配分された額の変更については、事前にJSFへの連絡をお願いします。ただし、区分ごとに配分された額のいずれか低い額の20%以内で変更する場合の連絡は必要ありません。なお、入札による減額は、事業が変更されたわけではないので、原則としてJSF及び内閣府、QSSの承認を受ける必要はありません。

なお、何らかの理由により委託対象経費が増額となる場合であっても、委託金額の増額は原則認められません。

<申請の取下げ>

委託先決定後、実証実施企業・団体の都合で辞退する場合は、次回以降の応募の評価の際に減点を行うことがあります。

<事業の進捗報告>

事業実施期間中に事業の状況報告として毎月末に月例報告書及び工程管理表の提出と、中間報告(オンラインもしくは対面開催)を1回実施していただきます。中間報告会の開催日時・方法、報告時間等の詳細は別途JSFより連絡します。また、JSF又は内閣府、QSSから進捗の確認やコンサルティング、視察を行うことがあります。

<実証実験の公開>

実証事業の中で行われる実証実験の公開は日時、場所、公開先を事前にJSFに連絡してください。なお、日時に関しては内閣府及びQSSの立ち会いが可能となるよう協議させていただく場合があります。

また、事前のプレスリリースなどによりマスメディアへの取材案内を積極的に行っていただくとともに、実際にマスメディアによる報道・掲載・放送等が予定される場合には判明次第JSFへの情報提供をお願いいたします。

<委託事業の完了>

当該年度の実証事業は、実証実験の実施及び実証実施企業・団体における支出義務額(委託対象経費全額)の支出完了(精算を含む。)を持って委託事業の完了とします。

また、実証実施企業・団体から外注先等への代金支払方法は、原則金融機関の振込で行ってください。クレジット契約、割賦契約等による支払いも可能ですが、実績報告前に支払いが完了している必要があります。支払いの事実を証明できる証憑を準備してください。

<成果報告書等の提出>

事業の成果として概要版と詳細版の2つの成果報告書と、実証実験を主とした事業説明動画

を作成し、JSF に提出していただきます。成果報告書の概要版は指定書式で作成していただき公開可能なものとします。詳細版には、指定された項目に基づき「実証事業の実施結果」として、実証事業の具体的な取組内容、効果検証の手法、得られた成果がもたらす社会的な効果、今後の展開予定、データ利用上の課題、新たな利用ニーズ等々得られた成果について A4 サイズ縦 20 枚程度に記載してください。尚、詳細版の内容の公開や引用の可否とそれらの範囲については、別途協議をさせていただきます。

事業説明動画は実証実験を主とした本事業の目的と内容、結果・考察、今後の展開などについて、展示会等での視聴を想定し、専門家のみならず、一般の方が見てもわかる内容とし、1～3 分程度でまとめてください。事業説明動画の作成費用は実証事業の経費に含めることができます。事業説明動画の使用権利は実証実施企業・団体と内閣府の双方に帰属するものとします。

<成果報告会>

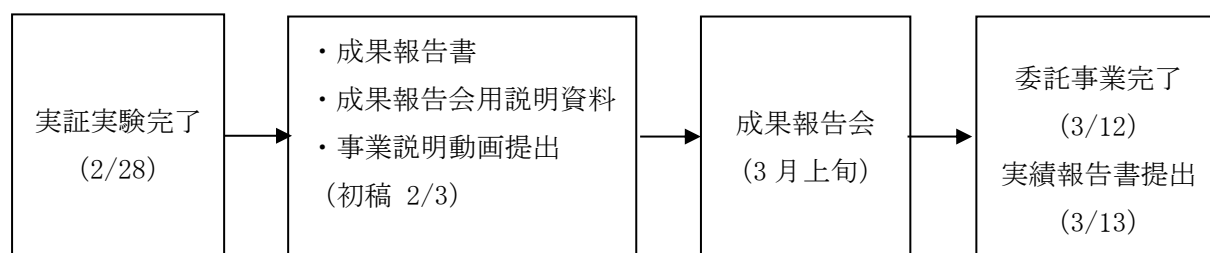
JSF 主催の成果報告会で事業の成果について報告していただきます。成果報告会はオンラインもしくは対面で開催します。成果報告会には、審査員ならびに内閣府、QSS、有識者、関係府省庁が参加予定です。開催日時・方法、報告時間等の詳細は別途 JSF より連絡します。

また、成果報告会用の説明資料も作成いただき、JSF に提出していただきます。尚、説明資料の内容の公開や引用の可否とそれらの範囲については、別途協議をさせていただきます。

<委託事業の完了・実績報告書の提出>

実証実施企業・団体は、実証実験を令和 7 年 2 月 28 日までに終え、成果報告書の提出と成果報告会への対応後、委託事業完了日の翌日（令和 7 年 3 月 13 日）までに「実績報告書」を提出してください。

<委託業務完了までの流れ>



<提出書類等一覧>

No.	書式	書類名称	備考
1	自由	成果報告会用の説明資料 【公開・開示制限可能】	<ul style="list-style-type: none"> PowerPoint、A4 サイズ 15 分程度の説明を想定して作成してください。
2	指定	成果報告書（概要版） 【公開】	<ul style="list-style-type: none"> PowerPoint、A4 サイズ横 1 枚 専用 HP やシンポジウムでの公開が前提。プロジェクトの内容によって、記載項目を変更する可能性があります。

3	自由※	成果報告書（詳細版） 【公開・開示制限可能】	・ Word、A4 サイズ縦 20 枚程度 ※ 指定する項目に沿って作成してください。
4	指定※	事業説明動画 【公開】	・ 1 分～3 分程度の動画。 ※データ形式、字幕、ナレーション等の仕様については契約後に指示します。
5	指定	実績報告書	・ Word

<提出書類等の提出期限>

No.	書類名称	提出期限
1	成果報告会用の説明資料	初 稿：令和 7 年 2 月 3 日 最終稿：令和 7 年 3 月 3 日
2	成果報告書（概要版）	初 稿：令和 7 年 2 月 3 日 最終稿：令和 7 年 3 月 12 日
3	成果報告書（詳細版）	初 稿：令和 7 年 2 月 3 日 最終稿：令和 7 年 3 月 12 日
4	事業説明動画	初 版：令和 7 年 2 月 3 日 最終版：令和 7 年 3 月 12 日
5	実績報告書	令和 7 年 3 月 13 日

1 5. 委託金額の確定及び委託費の支払い

<委託金額の確定>

JSF は、実証実施企業・団体からの実績報告書の提出を受けた後、原則書類検査を行い、事業の成果が委託決定の内容に適合すると認めるときは支払うべき委託費の額を確定し、実証実施企業・団体に通知します。

なお、書類検査を行うにあたって実証実施企業・団体に用意していただく書類は別途お知らせします。

自社調達によってなされた設計、製作、物品購入等については、原価計算により利益相当分を排除した額を委託対象経費の実績額とします。また、関係会社からの調達分についても、原則、原価計算等により、利益相当分を排除した額を委託対象経費の実績額とします。

<利益排除について>

実証事業において、委託対象経費の中に実証実施企業・団体からの自社製品の調達がある場合、委託対象事業の実績額の中に実証実施企業・団体の利益等相当分が含まれることは、委託費支払いの目的上ふさわしくないと捉えられます。このため、利益等排除の方法を原則下記の通り取り扱います。

① 利益等排除の対象となる調達先

実証実施企業・団体自身の場合、利益等排除の対象とします。

② 利益等排除の方法

原則、設備の製造原価をもって委託対象経費とします。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいうこととします。但し、原価等を算出することが困難である場合は、他の合理的な説明をもって原価として認めます。

例) 売上原価/売上高（直近年度単独決算報告）をもって利益相当額を排除します。

	関係会社から	100%同一資本企業から	自社から
3者見積の場合	利益排除必要なし	利益排除必要なし	利益排除
特命発注の場合	利益排除必要なし (事由書をもって判断)	利益排除	利益排除

<委託費の支払い>

実証実施企業・団体は、JSFの確定通知を受けた後に請求書を提出し、その後、委託費の支払いを受けることになります。

<備品管理>

実証実施企業・団体は、実証事業で取得した備品については、委託事業の完了まで善良な管理者の注意をもって保管し、特に保守についてはその実施内容、体制等を充分整備し、故障等による設備利用率の低下を最小限にする管理をしてください。

<委託費の返還、取消、罰則等>

万一、当該公募要領に違反する行為がなされた場合は、以下の措置が講じられ得ることに留意してください。

- ・支払い決定の取消及び委託費の返還、加算金の計算及び納付、延滞金の納付。
- ・相当の期間委託費等の全部または一部の支払い決定を行わないこと。
- ・JSFの所管する契約について、一定期間指名等の対象外とすること。
- ・府省等他の資金配分機関に対し、当該不正使用等に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正使用等を行った者及びそれに共謀した者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関からJSFに情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。
- ・実証実施企業・団体等の名称及び不正の内容の公表。

16. その他

<結果の公表について>

JSFは、委託先となる実証実施企業・団体を決定した後に、委託件数、実証実施企業・団体、事業名、実証事業概要、成果報告書（概要版）、事業説明動画等をみちびきウェブサイト等で公表します。また、成果報告書に基づく実証結果や実証時の映像や画像についてもみちびきウェブサイトや講演会等で公表します。なお、個々の情報の公表・非公表の取扱いについては、情報公開法に基づく情報開示に準ずることとします。

委託先が実証事業に関わる内容や成果を公開する場合は事前にJSFの了承を得てください。

<みちびきの広報活動協力>

内閣府による講演会や展示会の出展などで、本事業の成果についての講演や展示物の提供を依頼することがありますので、可能な限り協力をお願いします。

<事業終了後の報告について>

委託事業終了後5年間、実証データの収集・分析、導入効果等についての報告及び当該内容や各種データ等の公表をJSF又は内閣府、QSSから求められる場合があります。

<秘密の保持>

提出された提案書は、実証実施企業・団体の選定及び後述のみちびきコミュニティの活動に参加していただく企業の選定のみを使用します。審査委員には守秘義務がありますが、提出された提案書は全て審査委員に開示されます。また、提案された実証分野に関連する他府省庁と提案書及び提案内容を共有する場合があります。

取得した個人情報については、提案プロジェクトの実施体制の審査のために利用します。また、特定の個人を識別しない状態に加工した統計資料等に利用することがあります。ご提供いただいた個人情報は、上記の利用目的以外で利用することはありません（ただし、法令等により提供を求められた場合を除きます）。

<応募企業・団体へのヒアリング>

みちびきの利活用に関する情報収集の一環として、選考終了後に選定されなかった企業・団体に対して、内閣府とQSSより提案の内容等についてのヒアリングを実施させていただく場合があります。

<みちびきコミュニティの参加について>

内閣府及びQSSにおいて、みちびきの認知度向上やユースケースの創出等を目的として、「みちびきコミュニティ」を主催しています。その中で、企業や大学、有識者等にチームを組んでいただき、みちびきを活用したサービスアイデアを検討し、サービスの事業化に向けて議論を行っていただく活動を行っております。各チームにおかれては、個々のサービスアイデアについてブラッシュアップしていただき、年間3~4回程度、活動の進捗や成果を発表いただきます。

今年度実施予定の「みちびきコミュニティ」活動に参加いただく企業等を、本公募の委託先に選定されなかった企業等へ相談させていただく場合があります。ご参加を希望される企業等におかれましては、提案書の「みちびきコミュニティへの参加希望」欄にチェック（☑）を入れていただきますようお願いします。

参加を希望された企業等の提案書については、参加企業等を審査するための資料としても利用させていただきますので、予めご了承ください。なお、前項の<秘密の保持>が当該審査にも準用されます。

尚、「みちびきコミュニティ」の活動では人件費や旅費等の金銭的な支援はございませんが、参加自体に費用が掛かるものではございません。

(参考) みちびきコミュニティについて

<https://qzss.go.jp/community/>

<お問合せ先>

本公募要領に関するお問合せは、原則的に所属・氏名・質問事項を記載の上、電子メールでご連絡ください。簡単なお問合せについては電話でも受け付けますが、場合によっては文書での送付をお願いする場合があります。

■一般財団法人日本宇宙フォーラム「みちびきを利用した実証事業」公募事務局

(担当・中浦)

E-mail : qzss.contest@jsforum.or.jp

TEL. 03-6206-4902

以上